

# 井原市シティプロモーション事業実施業務委託仕様書

## 1. 件名

井原市シティプロモーション事業実施業務委託

## 2. 事業の目的

本業務は、令和3年4月にスタートした「第2期 元氣いばら まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた本市のシティプロモーションを推進するにあたり、本市が有する豊富な特産品、伝統ある地場産業、芸術、文化、美しい自然等の優れた地域資源のほか、自然災害が少ないことや手厚い子育て支援策をはじめとする各種施策により、優れた住環境を有するまちであるという情報を、市内外、国内外に向けて戦略的に発信することで、市民には愛着と誇りの醸成、市外の方には本市の認知度及びイメージの向上を図り、本市を好きになってくれる人を増やすことで、特産品の需要拡大、関係人口の創出・拡大、移住者の獲得などにつなげることを目的とする。

## 3. 事業方針

令和元年度は、本市の認知度の向上とイメージアップを図ることに主眼を置き、キャッチコピー及びロゴマークの設定、ポスターやノベルティグッズなどのPRツールの作成、動画コンテンツの制作、各種SNS等を活用した情報発信、情報発信力向上研修会などを展開した。

令和2年度は、コロナ禍の状況を勘案しながらも、星空観光をコンセプトに、イベントやモニターツアーの開催、各種広報媒体を活用した情報発信、各種研修会の開催などを展開した。

令和3年度の本事業では、「星空保護区」の認定取得を強力にPRするとともに、あわせて本市の特産品や地域資源、住環境の良さ、愛着や誇りの持てるまちであることなどを市内外、国内外に戦略的に発信する「トータルプロモーション」とし、これまで以上の認知度の向上と本市の魅力強く印象付ける事業とする。

## 4. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

## 5. 委託金額

8,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 6. 業務の内容

受託者は、事業の目的を達成するため、企画提案した内容について担当課と協議し、その意向を反映したうえで以下の業務を行うものとする。

(1) 本市地域イメージのブランディング及び戦略的プロモーションに係る施策の企画提案及び実施（以下の内容を踏まえた施策とすること。）

ア 重大トピックとなる「星空保護区」の認定取得（令和3年夏～秋頃予定）について国内外（市内含む）に発信し、本市の存在を強力にアピールするとともに、継続的な情報発信によるブランドイメージの定着を図る内容とすること。

イ 上記アの施策の展開を好機として、本市の特産品や地域資源、住環境の良さなどの情報発信を連動して行い、「井原と言えば〇〇／〇〇と言えば井原」の定着につなげる内容とすること。

ウ 市民が共感し、まちに誇りと愛着を持って、広く本市の魅力をアピールできるよう、シビックプライドの醸成を図る内容とすること。

エ 市の各部署が、統一したブランドイメージで情報発信を行えるよう、その手法について助言、提案を行う内容とすること。

オ 本市の既存の情報発信ツール（各種サイト、SNS、制作物など）の効果的な運用方法の提案や業務サポートのほか、情報発信業務のレベルアップと充実を図る内容とすること。

プロポーザル時は、ブランドイメージ、施策展開の方法、スケジュール、メディア、ストーリー、効果分析方法等について提案し、その理由等を示すこと。（活用する広報媒体、制作するコンテンツ、手法、成果物等について自由に提案すること。）

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、新しい生活様式の推奨など、ライフスタイルが大きく変化していることから、こうした社会経済情勢も踏まえつつ本市に適した企画提案を行うこと。

(2) 井原市シティプロモーション事業に関する事業計画の提案、協議及び策定

井原市シティプロモーション事業を展開するにあたり、令和4年度以降の展開も含めた事業計画や実施プランについて提案し、本年度事業の位置づけを明確にするための中期計画について、担当部署と協議のうえ策定すること。

プロポーザル時は、計画の期間や概要など、方向性や考え方、策定プロセス、スケジュール等を示すこと。（具体的な計画が完成している必要はない。）

(3) 成果指標の設定と効果測定・分析（以下の内容を踏まえて実施すること。）

ア 認知度、魅力度、イメージ等について全国市町村認知度ランキング及びそれに類似する各種調査等を活用し、本市の認知度、魅力度について効果検証を行うこと。

イ (2)の計画期間中の成果指標の基礎数値の特定を行うとともに、明確な目標値の設定を行うこと。また、当該成果指標の具体的な測定方法等を示し、以後継続的に効果測定が実施できるような仕組みとすること。

ウ 本事業の各業務に関する実績の効果測定を随時実施し、定期報告を行うこと。また、効果分析により必要に応じて実施方法等の改善を行うこと。

プロポーザル時は、特定する基礎数値の考え方や特定方法、目標値の設定理由、測定・分析方法等を示すこと。（具体的な実態調査等を完了しておく必要はない。）

(4) 独自の事業提案及び実施

上記以外に本市のシティプロモーション事業に有効と思われる独自の事業提案を行い実施すること。

## 7. 提案内容

上記2、3、4、5及び6の内容を十分理解のうえ、下記について提案を行うこと。

- (1) 上記6における取組方針及び手法について
- (2) 実施スケジュール
- (3) 見積り（内訳を含む。）

## 8. 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出すること。

- (1) 本事業によって作成するPRコンテンツや事業計画書等の成果品 各2部  
（可能なものはCD等メディアに収録しデータ納品すること。）
- (2) 事業実績報告書 2部
- (3) 事業完了報告書 2部

## 9. 納入場所

岡山県井原市 総合政策部 企画振興課  
〒715-8601 岡山県井原市井原町 311 番地 1  
TEL 0866-62-9521 FAX 0866-62-1744

## 10. その他、業務遂行上の留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、予算の範囲内において、本仕様書以外のことについても提案することを妨げない。
- (2) 業務の遂行にあたっては担当部署と定例の打合せを実施し、打合せ後に協議内容の報告書を作成、提出すること。また、各事業の進捗または実績について月次報告書を作成し、提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守し、業務上知り得た秘密、個人情報等について、契約期間内及び契約期間終了後においてその取扱いを厳重にし、外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (5) 本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。ただし、井原市から提供可能な資料は無料で貸与することとし、業務終了後には速やかに返却すること。
- (6) 受託者は、本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (7) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、本市に帰属するものとする。
- (8) 業務が完了し、又は契約期間が終了した後であっても、内容に不備又は不完全な部分が発見された場合には、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (9) 受託者は、本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に対応すること。